

入札公告（建設工事）（再度公告）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札は、令和7年7月7日に公告した「東京海洋大学（越中島）基幹・環境整備（排水設備）改修工事」の再度公告入札です。前回入札に参加しなかった者も今回の入札に参加できます。

令和7年8月4日

国立大学法人東京海洋大学

契約担当役 事務局長 村上 良行

1 工事概要

- (1) 工 事 名 東京海洋大学（越中島）基幹・環境整備（排水設備）改修工事
- (2) 工事場所 東京都江東区越中島二丁目1番6号（東京海洋大学越中島キャンパス構内）
- (3) 工事概要 越中島キャンパス構内の老朽化したライフライン（排水設備）の改修工事
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和8年3月27日（金）まで
- (5) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（完全週休2日（土日）Ⅱ型）である。なお、通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

2 競争参加資格

- (1) 国立大学法人東京海洋大学契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした管工事に係る令和7・8年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2の等級が、B又はC等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成22年度以降に、元請けとして完成・引渡が完了した呼び径100mm以上かつ総延長200m以上の排水配管敷設工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
ただし、経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 1級管工事施工管理技士の資格を有する者であること。
 - ② 平成22年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記（4）に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
ただし、経常建設共同企業体の場合にあつては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
 - ⑤ 経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
 - ⑥ 本工事において、建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（「専任特例1号」という。）の配置を行う際の要件については、入札説明書を参照すること。
 - ⑦ 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（「専任特例2号」という。）の配置を行う際の要件については、入札説明書を参照すること。

- ⑧ 本工事において、建設業法施行令第27条第2項の規定の適用を受ける主任技術者の配置を行う際の要件については、入札説明書を参照すること。
- ⑨ 本工事において、複数工事を1つの工事とみなした工事現場の主任技術者又は監理技術者の配置を行う際の要件については、入札説明書を参照すること。
- ⑩ 本工事において、建設業法第26条の5第1項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）に関する主任技術者又は監理技術者の配置を行う際の要件については、入札説明書を参照すること。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが経常建設共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。
- (9) 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県又は山梨県内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照）。
- (11) 建設業法施行規則第18条の2に定める経営事項審査を受審していること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒108-8477 東京都港区港南四丁目5番7号
 国立大学法人東京海洋大学財務部施設課資産管理係
 電話 03-5463-0383
 E-mail si-kanri@o.kaiyodai.ac.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 令和7年8月4日（月）10時から令和7年8月25日（月）17時まで
 （ただし、8月12日（火）から8月15日（金）を除く。）

交付方法 国立大学法人東京海洋大学ホームページ（「東京海洋大学について」→「情報公開」→「入札・公募・企画競争に関する情報」→「工事入札情報」
<https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-19.html>）にて交付する。
 入札説明書、図面等の交付に当たっては無料とする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 令和7年8月4日（月）から令和7年8月25日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時から17時まで（ただし、初日の8月4日（月）は、10時から。）。

提出方法 電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記（1）に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書及び工事費内訳書の提出方法

提出日時 令和7年9月10日（水）9時から15時まで

提出方法 電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記（1）に持参すること（郵送による提出は認めない。）。

開札日時 令和7年9月11日（木）10時00分

開札場所 〒108-8477 東京都港区港南四丁目5番7号
 国立大学法人東京海洋大学本部管理棟1階財務部（電子入札システム）

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付。ただし、銀行、契約担当役が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証をもって契

約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

国立大学法人東京海洋大学会計規則第43条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定監理技術者等の確認

落札決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記2(5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 手続における交渉の有無 無

(10) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(11) 詳細は入札説明書による。